

令和4年度事業報告

はじめに

令和4年度を振り返ると、ロシアのウクライナ軍事侵攻(侵略戦争)、安部元首相銃撃事件、トルコ・シリア大地震などの悲しい出来事があった。特に、ロシアのウクライナへの軍事侵攻では、連日戦禍による惨状が報道され、罪のない多数の人が死傷し、今なお続いている。人権擁護を使命とする司法書士に何ができるのか、せめて県内での人道支援活動にどう参加すべきかを考えていた。一日も早いロシア軍の撤退とウクライナ、トルコ・シリアなど世界各地の平穏と復興を願う。

比較することはできないが、日本のスポーツ界では、多くの感動を貰うことができた。北京五輪・パラリンピックでは冬季最多のメダルを獲得し、オリックスの日本一、サッカーWCの日本代表の大躍進、WBC(ワールドベースボールクラシック)での日本優勝など、勇気をもたらすことができた年でもあった。

令和4年3月に、兵庫県下のまん延防止重点措置は解除されたものの、それ以降は、兵庫県独自の措置がとられていたため、引き続き、本会事業は、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら行った。しかしながら、まん延防止重点措置の解除後は、日本政府も社会経済活動との両立(ウイズコロナ)に大きく舵を切っており、令和5年3月には、マスク着用も本人の判断にゆだねられた。本会活動も段階的にではあるがコロナ禍前の状況に近づけるように心がけてきた。

昨年は、司法書士制度150年を迎えた年である。令和4年8月7日には、相続登記促進を中心とする全国の単位会が一斉相談会を開催した。全国一斉相談会の他にも全国各地で150周年を記念する各種市民向け事業が展開された。当会でも、同様に市民向け事業を開催した。詳しくは、社会事業部の事業報告を参照ください。

自然災害においては、令和3年度も地震や豪雨等による被害が各地に発生し、人命やインフラに甚大な被害を与えた。そして、集中豪雨では各地の河川が氾濫した。この毎年起こっている自然災害は、100年に一度とか、想定外などという言葉では説明がつかない。地球温暖化においては、これらは毎年起こりうる災害という認識と覚悟、その備えが必要であることは明らかである。

当会では災害対策部を中心として、近司連の災害対策部、近畿まちづくり支援機構、日司連とも連携をとりながら、毎年災害が起きるとの想定の下、その備えに対する検討を続けており、今後も被災会としての使命を果たしていきたい。

令和4年5月の本会第109回定時総会において「兵庫県司法書士会は、市民からの多種多様な相談に対応する体制を構築し、司法書士が市民のあらゆる相談窓口となるよう積極的に取り組むことの宣言」を決議し、採択した。

その宣言に基づき、令和4年10月の理事会において「市民相談体制支援助成金支給規程」を制定し、令和4年11月1日に施行されている。この規定は、市民からの相談に広く会員が応じるため、司法書士報酬の対象とならない相談であっても、その相談内容に応じた適切な行政等の相談窓口等を案内することに対し、助成を行うものである。引き続き、広報活動も含めてさらに発展させたい。

また、令和2年度末からSDGs（持続可能な開発目標）の研究を始めている。昨年度は、本会として「関西SDGsプラットフォーム」や「ひょうごSDGs Hub」に入会し、情報収集を行っている。

貧困、ジェンダー、司法アクセスなど司法書士会が行えるSDGsとは何か、会員が行うべきSDGsとは何かの検討を続けており、ホームページ等でも広報を始めた。

令和4年度は、理事会を10回実施した。また、注意勧告小理事会を8回、量定小理事会等を6回開催した。すべてMicrosoft Teamsを併用したハイブリットなWeb会議とした。ただし、今年の1月の理事会を土曜日開催とし、一昨年から再開した新年会（懇親会）を開催した。有志を対象としたものだったが、実際に顔を合わせて話すことがとても有意義だったと感じている。常任理事会は、リアル開催も併用した。

会員に対する苦情対応は、慎重に審議して判断する必要がある。1つの苦情に対して、非違行為の有無の結果に至るまで、関与する人数も会議数も非常に多く、その期間も長くなる。令和4年度の苦情件数は、ほぼ横ばいであった。改正司法書士法の使命を实践し、将来ゼロになることを切に望んでいる。また、懲戒処分権者が法務大臣に変更されたことに伴い、法務省から「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）」が示されており、昨年も新基準に沿った適正な対応が求められた。

最後に、司法書士試験受験者の減少が制度的な課題となっているが、司法書士試験合格者（以下「合格者」という。）もコロナ禍の影響を受けている。令和2年度合格者から法務局での合格証書授与式が中止となっており、合格者は、合格証書を法務局からの郵送で受取っている。この合格証書授与式は、同期の合格者相互間、そして当会と合格者の初めての接点（出会いの場）でもある。日司連の中央新人研修も、令和2年度から集合研修がなくなっており、合格者相互間、合格者と当会や先輩司法書士と出会うのは、近司連を除くと当会主催の新人研修の数日間となっている。たとえ、数日間であっても合格者にとっては、同期と、司法書士と接する大切な役割を果たしていると確信している。令和5年度は、合格証書授与式が開催できる状況になっていることを祈念する。

各部等の活動については、各部の事業報告をご参照いただきたい。

1. 総務部

(1) 総務課

会則等の見直し、改正等

日司連の会則・規則・規程基準の改正に対応するために、当会の会則等（特別事件報告の新設等）の改正を行った。戸籍・住民票の写し等職務上の請求に関する規程については、日司連の規則基準に対応するため、全面改正を行った。

また、役員選挙について、電子的投票の実施方法を検討した。

事務局

産前・産後休業や育児休業及び育児短時間勤務により、職員の負担が大きくなることから、新たに職員1名を採用するとともにパート職員2名を正職員として採用した。

また、積極的に職員と対話する機会を設け、職員とコミュニケーションを図った。

会館修繕

故障がみられた箇所につき、早急に工事対応を行った。

その他

役所からの職務上請求用紙使用の問い合わせについて、随時、対応を行った。

(2) 業務課

改正司法書士法施行後の懲戒処分基準に沿い、総務部・綱紀調査委員会・法務局総務担当部署間との連携を図り、会員に対する苦情対応を行った。

市民からの会員の執務に関する問い合わせについては、昨年度同様に業務課担当会員にて、毎火曜・金曜の午後1時から5時を電話受付時間とし担当会員のスマホアプリに連携して担当会員の事務所等にて事情の聞き取り等対応を行った。問い合わせ内容は依頼した会員と連絡が取れない、事件処理の放置、報酬額に関する不満等多岐に渡るが、この数年の傾向として会員が後見人等に就任している事案に関し被後見人等本人からの問い合わせが増加しており、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとも連携して対応した。会員の執務に非違行為があるとは認定できない問い合わせも一定数あるが、事案に応じて会員への状況確認、問合せ人への説明等を行い、業務課担当会員で状況の把握を共有している。

(3) 非司法書士対策委員会

神戸地方法務局長より司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査の委嘱があり、本会役員・委員及び支部協力のもと、下記のとおり、神戸地方法務局にて不動産登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査を行った。

(調査期間)

本局不動産登記 令和4年11月10日から11月15日まで(4日間)

社支局不動産登記 令和4年11月21日

司法書士でない者が、司法書士業務を行っているとの情報提供を受け、委員会で検討のうえ照会等を行った。

2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。特定の事業に関しては、理事会で、事業担当者から決算報告をするようにした。

経理事務業務の対応につき、引き続き顧問公認会計士、事務局と打ち合わせを行い、当会会館の保守・資産財務及び事務機器について総務部と連携し管理・更新等を行った。

その他、役員手当の支給、功労者の褒賞について検討した。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

不動産登記検討委員会

- ア 会員向け情報発信について検討を行った。数ある法改正、テーマの中から相続登記義務化について取り組むこととし、書籍、ネット等より最新の情報を拾い上げ、簡易なものであるが資料を作成した。
- イ 会員からの業務に関する相談票に基づき検討を行った。
本人確認情報作成のための本人面談の方法について、テレビ電話をもってあてることができるかどうか。
- ウ 広報誌「神戸商工だより」からの寄稿依頼があった。
相続登記義務化などについての寄稿依頼があり、当会委員の金先生にて対応いただいた。
- エ 本会HP相続登記義務化に関するページについて確認を行った。
- オ その他、日常業務で問題となる点について検討を行った。

商事法検討委員会

- 司法書士の商業登記(会社法を含む)及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を行った。
- ア 商業登記の完全オンライン申請について会員向けにマニュアルが作成できないか検討を行った。
- イ 非司調査に委員を派遣した。
- ウ 兵庫県農業会議を訪問し、農家の法人化や事業承継に司法書士を活用してもらうよう依頼した。
- エ 休眠会社等について神戸地方法務局から発送する通知書に同封していただくチラシ案を企画し、広報部にチラシを作成いただいた。

裁判事務推進委員会

- ア 貸貸トラブル相談センターを開設し運営を行った。
- イ 簡裁訴訟代理関係業務受託推進策の検討
- ウ 裁判提出書類作成業務の本人訴訟支援のあり方の検討
- エ 民事訴訟手続きのIT化について情報を収集した。

(2) 特命委員会

財産管理業務対策委員会

民事信託関連業務について具体的な事例やモデルについての情報収集および研究を行い、会員への情報提供のとしての公開研究会を開催した。

デジタル化推進委員会

- ア 役員選挙における電子投票を実施するための方策等につき検討を行った。
日司連も採用している「e投票」システム(株式会社グラントが提供するシステム)を使用することに決定し、令和5年総会での導入に向けて、支部や関連団体に協力を依頼しシュミレーションを行った。
- イ SDGsの推進のための活動を行った。

司法書士業務がSDGsに貢献していることを、市民や会員に知ってもらうために、本会のホームページの「SDGsへの取り組み」の掲載に協力し、会報でSDGs委員会だよりを連載した。

4. 研修部

本会研修部と支部研修委員長で研修担当者会議を開催し、情報の共有、意見交換を行った。

(1) 会員研修委員会

令和4年度の会員研修は、土曜日に4時間開催する中央研修会と、平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を8回、実務研修会を13回、開催した。前年度に引き続き入室時の手指消毒や検温の励行に加えて会場内の換気を徹底するべく大型のサーキュレーターを導入する等して感染症対策を徹底した。

内容については、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等の改正法をはじめ、財産管理や相続登記義務化、司法書士行為規範等と多岐にわたり、倫理研修は、実務研修として4回開催することができた。

他部門との連携については、社会事業部・LS・青年会と共催で研修会を開催し、うまく連携することができた。また、本会の他部会が行う勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行った。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて更新を行い、参加の難しい遠方の方や研修当日の参加が都合により困難だった方を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実をはかった。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。また、倫理研修の開催にも協力いただき、支部研修委員長の皆様に、御礼申し上げます。

本会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、職務上請求書の使用方法の留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、入会后5年未満の会員を対象とした日司連の新入会員研修プログラムを実施した。eラーニングと事前課題および集合研修(ディスカッション)の組み合わせで行う研修会を、第1回は不動産分野として相続登記の実務、第2回は商業・法人登記分野として役員変更の登記の実務、株式会社の解散・清算の登記の実務、第3回は裁判業務分野として債権回収、その他の分野として司法書士と相続に関する家事事件を扱った。

年次制研修については、神戸、淡路、姫路、但馬の4会場6日程で実施した。

研修の同時配信については、令和年度も引き続きZoomのウェビナー機能を利用した研修を実施して数多くの会員にオンライン受講をして頂くことができた。

最後に、研修単位取得達成率向上を目的として、令和5年3月初旬に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり、研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば、幸いである。

(2) 新人研修委員会

神戸地方法務局での合格証書伝達式が中止となったため、例年同日に行われる新人研修に関するガイダンスを行うことはできなかった。集合研修は、令和4年12月3日、令和5年3月11日・25日の3回実施した。配属研修は、令和5年1月から指導員を引き受けて頂いた会員の事務所において実施し、第1回集合研修内で配属研修ガイダンスを行い、また、募集期間を調整して、新人が受講するかの決定を行う際に、新人研修委員会の委員などに相談できるように工夫した。

第1回集合研修は、組織の説明、受講生の自己紹介、倫理・綱紀案件の講義とそれらについてのグループディスカッションを行った。第2回集合研修では不動産取引に関する講義と模擬立会を、第3回集合研修では、模擬相談を実施した。

配属研修に関しては、申込みの17名全員を受け入れることができ、全員が修了見込みである。配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。配属研修指導員をお引き受け頂いた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸し頂き深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

(3) 補助者研修

補助者研修は、令和4年11月22日に開催した。司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理などを取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について、懲戒事例を交えながら解説を行った。

参加者からのアンケートによると、司法書士業務をより深く理解でき、また既知の事柄についても再認識することで執務姿勢を見直す機会を提供することができたものと思われる。参加して良かった参考になったという意見もあり、本研修会の必要性を実感できる結果となった。

5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

講師派遣事業の実施（消費者教育講座、職業人講話、司法書士派遣講座）

講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等

学校、市民向け講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

広報手段としては、本会ホームページと県下の高等学校・短期大学にあてに司法書士講師派遣の案内発送を行った。

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座、職業人講話）5件、また地域住民を対象とした市民講座（司法書士派遣講座）10件を実施した。会員各位（報告資料参照）のご協力に感謝申し上げます。

また、青年会が主催する、兵庫県下の児童養護施設への講師派遣事業2件に助成（持ち込み方式）を行った。

その他、日司連、近畿連、青年会の法教育委員会との連携、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。

生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づき助成金支給を3件実施した。

また、研修部と連携して、令和4年11月10日に「生活保護」をテーマとする研修会（申請同行支援の実務）を実施し、前記助成規程の案内及び説明を行った。

更に、相談事業部と連携して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場（神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場）において「野外における年末年始暮らしの相談会」を実施した。令和4年12月30日から令和5年1月8日のうち5日間であり、7件の相談に対応した。会員各位（報告資料参照）のご協力に感謝申し上げます。

自死問題に関するネットワーク構築の推進

令和5年3月4日、神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会と共催事業の「神戸自殺総合対策フォーラム」を神戸市医師会にて開催した。

日本社会精神医学会において事例発表や研修会を実施し、日司連市民の権利擁護推進室、兵庫県福祉部障害福祉課の方と共に司法書士の相談姿勢、自死リスクのある相談者に対する連携について検討を行った。

今後も継続して兵庫県下における自死対策関連団体との連携を図っていくことに注力したい。

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

兵庫県や神戸市において開かれる協議会への出席を通じ、司法書士の役割周知に務めた。今後も行政等他団体と連携し、多様な分野へ対応していく必要性を確認した。

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

ア 一日司法書士事業の実施

平成28年度から開始した高校生を対象とした事業である。定員20名のところ34名の募集があった。令和4年8月9日に実施し、本年の司法書士の業務体験として本会オリジナル教材の模擬戸籍を作成し、戸籍の読み取りから相続人確定までを実施した。

イ 親子法律教室事業の実施

こちらも平成28年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業である。定員20組のところ30組の募集があった。令和5年3月12日本会地下ホールにて開催した。教材は、昨年同様日司連の法教育教材「相談のちから」で行った。

参加者からは、この法律教室に参加できて良かったと、主催者としては嬉しい感

想が聞けた。

関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

ア 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

a 兵庫県立森林大学校

平成29年開校当初より教養講座についての講師派遣依頼があり以降継続している。令和5年1月16日の鈴木会長の開幕講座を皮切りに、10講座を8名の司法書士で担当し、令和4年3月6日に講座を終了した。内容は、法学全般、民法、憲法、消費者関係、紛争解決等々の講義を行った。

b 甲南大学

平成19年度より、司法書士による講義が始まり、令和4年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月下旬から翌年1月上旬までの後期日程の内、講義を行った。令和4年度は講義、後期試験共に対面での実施であり、履修者数は11名であった。

c 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」を締結し、当会の会員7名が客員教授として、講義実施している。令和4年度の履修者数は70名であった。

イ 学識経験者等を招聴しての意見交換会開催

令和5年3月6日更生保護（保護観察・犯罪予防活動・保護司活動）の概要について説明会に参加した。今後は、司法書士が協力し得る法的問題についての取り組みを協議する。

ウ 司法書士制度150周年関連事業

令和4年8月7日全国一斉『遺言・相続』相談会（日司連、近司連、リーガルサポート共催）及び相続・遺言セミナーを行った。相談件数：23件（内電話8件）セミナー：第1部法務局担当者、本会会員による講演（参加者32名）第2部：伊藤洋志氏による講演（参加者28名）。相談事業部、広報部、会員事業部ほか関連事業部と連携し事業を実施した。

司法書士制度150周年記念動画配信として、兵庫県司法書士会YouTubeチャンネルにて、鈴木会長からは市民と共に歩む司法書士制度のPR、安田裕己氏（タレント・安田大サーカス団長）からは震災で被災した経験から当時の現地取材と記念講演会の告知を配信した。

記念講演会は令和4年12月4日に実施した。安田氏の講演では、震災における体験談からの生活再建の歩みを語っていただいた。制度150周年の広報として日司連製作の「司法書士150周年のあゆみ」動画上映、兵庫県司法書士会の「阪神・淡路大震災からの活動紹介（無料相談会立ち上げから災害対策部、パーフェクト相談会、まちづくり支援機構の活動）」。そして、「日常生活に潜むピンチの時の解決策」をテーマに本会会員による寸劇（漫才）を行い、司法書士がどのように相談者の悩みを解決するかを市民目線で紹介した（参加者150名）。

広報として、プレスリリース、ホームページピックアップ掲載、Facebookでの告知投稿。神戸新聞（広告掲載。朝刊パブリシティ欄）、サンテレビ（ニュースサンデー及び震災特番）、チラシ製作（法務局等配布）、長田区報、ネット媒体へ

の告知を行った。

6．会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、令和4年度も毎月1回発行し、当会の組織上の情報（会長挨拶・会員異動等）各事業部や関連団体の事業案内や活動報告、当会経理顧問による税務・労務に関する情報を掲載すると共に、各支部からの報告や案内、地域のPR等、会報を通して、会員間で交流が図れるような内容となるよう誌面充実に努めた。また、紙媒体での保管と併せてデジタルでの保存を実施した。

(2) 親睦事業

11月、3年振りとなる親睦事業・バーベキュー大会を開催した。天候にも恵まれ秋空の下、和気藹々と会員間の親睦・交流が図れた。その他、当会公認の「将棋同好会」の活動を支援した。

(3) 功労者褒章

12月から、新たに制定された規程に基づき、当会へ入会・登録後35年を経過してご活躍のうえ、退会された会員に対し、記念品等を贈呈する手续を行った。

7．相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

常設相談会の運営事業として合計25箇所の会場において無料相談会を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響は残っているものの、徐々に従前の相談体制に戻りつつある。なお、会館相談会については、再開後毎週1回の開催を継続している。

面談相談に代わる「電話相談会」を週2回実施した。

女性司法書士による女性相談者のための電話相談窓口「なのはな相談センターひょうご」で週2回相談会を実施した。

一部の相談会ではWeb予約・Web相談票の活用を行った。

市役所等への相談員派遣事業として、合計5箇所の常設相談会及び臨時相談会（一日合同行政相談所）に相談員を派遣した。

企画研究部との連携事業として「貸貸トラブル相談センター」の設置、運営を行った。

社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。

認定NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ主催の「女性による女性のための相談会」に相談員を派遣した。

10土業お悩みパーフェクト相談に相談員を派遣した。

司法書士が市民のあらゆる相談窓口となるよう積極的に取り組むことの宣言に基づき、「市民相談体制支援助成金支給規程」を策定した。

日司連等が開催する各種相談会に相談員として参加し、司法書士制度150周年記念「遺言・相続」の一斉相談会を開催した。

相談手当の不均衡を解消し、また相談員の担い手の確保の観点からも、相談員手当支給規程の改正を行った。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンの広報に協力した。

8. 広報部

次のとおりの具体的活動を行った。

(1) 広報(P R)

広報(メディアリレーションズ)

当会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らせるため、当会及び関連団体における事業を中心にマスメディアに対しニュースリリースを作成し配信した。マスメディア関係者との交流については、新型コロナウイルスの影響により開催しなかった。

ホームページ、フェイスブック

当会ホームページの「コラム」記事を毎月更新し、「トピックス」で相談会等のお知らせを適時掲載した。新規に「SDGsへの取り組み」、「相続登記が義務化されます」ページを追加し、「司法書士のしごと」、「不動産のこと」ページを更新した。

また、フェイスブックにおいて、お知らせや開催事業の記事を随時投稿した。

(2) 広告

新聞広告

兵庫県全域で最も購読者が多い神戸新聞のテレビ面に、毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施した。また、この広告の利用により掲載可能な同紙パブリシティー枠を利用し、適時なテーマで毎月2回記事を掲載した。

また、8月と12月に開催された司法書士制度150周年記念事業に合わせ、神戸新聞に広告を掲載した。

県民だよりひょうご

“相続登記はお済みですか月間”に合わせ、兵庫県内全域の主要駅や公共施設に配架され新聞に折り込みされる兵庫県の広報誌「県民だよりひょうご」2月号にて広告を実施した。

テレビCM

近畿司法書士連合会と連携して1月、2月に毎日放送、朝日放送においてスポットCMを実施した。

(3) その他

相続登記の促進に関する広報活動

長期相続登記未了土地の相続人への通知に合わせて、神戸地方法務局と連携し「司法書士は相続登記の専門家です」(相続登記促進)リーフレットを配布した。

広報グッズ等

休眠会社及び休眠一般法人に対する官報公告並びに通知に合わせて、神戸地方法務局と連携し「役員変更登記はお済みですか」チラシを配布した。

「役員変更登記はお済みですか」及び「登記は司法書士・土地家屋調査士へ」のポスターを制作し、法務局各局、県内公証人役場へ掲示依頼した。

第109回定時総会で決議された「兵庫県司法書士会は、市民からの多種多様な相談に対応する体制を構築し、司法書士が市民のあらゆる相談窓口となるよう積極的に取り組むことの宣言」に基づき、積極的に取り組んでいることを市民に知ってもらえるよう会員が利用できる広報グッズ(ポスターとシール)を制作した。

司法書士150周年記念グッズの制作

150周年記念グッズとして「オリジナルバッグ」を制作し、会員及び8月、12月の記念事業で市民向けに配布した。

各事業部の当会事業にかかわる広報活動

当会実施の相談会、イベント等の事業に関し、担当各事業部との連携を図り、広報活動の協力を行った。

広報に関する公開研究会

一人一人の司法書士の活動や行いが、司法書士制度を直に市民に伝えることができるという観点から、会員の業務に活かせる知識と情報を得ることができるよう広報公開研究会を実施した。

広報セミナーへの派遣

株式会社社宣会議が実施するオンラインセミナーを部員2名が受講し、広報セオリーの習得を図った。

9. 調停センター「ぼると」

(1) 利用相談について

引き続きコロナ禍の中にあったが、令和4年度は利用相談の中止期間を設けなかった。令和5年2月28日現在、利用相談が実施されたのは4件、そのうち調停申込みがあった案件は2件だった。残念ながら、相手方不応諾、及び申込人の取下げにより期日実施には至らなかったが、取下げ理由はどちらも、ぼるとへの申込みをきっかけに当事者間の紛争が解決したことによる。

利用相談申込みのうち、ホームページ上の申込フォームからのものは5件だった。

また、オンラインによる利用相談について規程を改正し、11月に初めてオンライン利用相談を実施した。今後もオンラインを使った相談をスムーズに行えるよう名簿登載者担当者会議を開催し、相談担当者に操作方法等を実際に体験する機会を設けた。

(2) 研修について

令和4年度は全会員を対象に手続実施者候補者名簿登載に必要な研修を2回行った。

令和4年7月22日

テーマ「相談者に向き合うためのカウンセリング・スキル」

講師 関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉学科 教授 池埜 聡 氏

令和5年2月27日【倫理研修】

テーマ「揉めごと・困りごとで不安を感じている依頼者（当事者）への対応」

講師 司法書士 安藤 信明氏

東京会所属、一般財団法人メディエーターズ代表理事

愛知教育大学非常勤講師

（3）その他の活動について

令和5年度から本格的に取り組む予定のオンラインによる調停について、すでに実施している他会の規程やマニュアルを取り寄せ、検討を重ねた。また、当調停センターの今後の方向性を検討し、弁護士関与による調停の可能性を検討し、今後の課題としている。

日司連主催で10月から3回行われた調停センター担当者会議に参加可能な運営委員がWEB出席し、他会の担当者と情報及び意見交換を行った。

10．災害対策部

令和4年度においては、新型コロナウイルスに対する国民の対応も落ち着きを見せ、収束に向かっているといえる一方、全国各地で相当規模の地震や豪雨被害が相次いで発生している。

災害対策部としては、一般の方々にも開放された形式での、大規模災害への対応等に関するシンポジウムの開催を検討していたところ、「原発事故被害者支援司法書士団」からの提案を受け、同団及び群馬司法書士会との共催、日司連、近司連ならびに近畿災害対策まちづくり支援機構の後援という形で、大震災における司法書士の被災者支援活動に関する市民公開シンポジウムを開催することができた（詳細については、令和4年度災害対策シンポジウム実施概要報告及び、会報ひょうご令和4年11月号“市民公開シンポジウム報告”を参照されたい）。

また、懸案であった行政との災害協定の締結については、令和4年10月26日に兵庫県と協定を結ぶことができた（会報ひょうご令和4年12月号“兵庫県との「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」締結式の報告”を参照されたい）。

その他、東日本大震災現地巡回相談等の活動については、令和3年度同様、日司連や近司連より特に要請はなかったことから、相談員派遣は行わなかった。

11．緊急災害対策委員会

近司連として参画している「近畿災害対策まちづくり支援機構」の定例会議等へ継続的に参加し、起こり得る大規模災害に備えた。

12. 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

空き家所有者不明土地問題の対策に取り組む自治体への支援として、神戸市、加古川市および丹波市からの依頼に対して相続人調査の調査担当を派遣した。また、多可町からの要請に応じ、空き家等対策協議会委員の推薦を行った。さらに、たつの市とはこの問題に関し「空き家対策総合推進事業に関する協定」を締結した。

ひょうご空き家対策フォーラムを通しての活動としては、定例会に出席するとともに、同フォーラム主催の相談会に相談員を派遣した。

家庭裁判所に対する財産管理人候補者名簿の提出に関しては、研修会を指定し、定期的に同名簿を更新した。